

ショートステイあいの泉 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白寿会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態及び要介護状態（以下「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業者は、要介護状態となった高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、ユニットにおいて社会的関係を築くことが出来るように支援し、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をめざすものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業者は、要支援状態となった高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、ユニットにおいて社会的関係を築くことが出来るように支援し、利用者の心身機能の保持と増進をめざすものとする。

3 事業所は、入居者が安全で快適な生活を維持できるように、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

4 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 ショートステイあいの泉

所在地 岡山県倉敷市玉島 1720 番 18

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護職員及び看護職員 13名以上（特別養護老人ホームとの合計数）

介護及び看護職員の職務は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護介助等をする。

(職員の勤務体制等)

第5条 事業所の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

(利用定員)

第6条 事業所は、利用定員9名及び地域密着型特別養護老人ホームあいの泉の空床合計の人数を最大とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

(稼働日)

第7条 事業所の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(介護保険給付対象サービスの内容及び利用料)

第8条 介護保険給付対象サービス内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、清拭による清潔の保持。
- 二 排せつの介助。
- 三 食事の介助。
- 四 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話。
- 五 機能訓練。
- 六 相談及び援助。
- 七 その他レクリエーション行事等の社会生活上の便宜。

2 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所サービスが法定受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(介護保険対象外サービスの内容及び利用料)

第9条 介護保険対象外のサービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者が使用する居室の提供。
- 二 利用者に対する食事の提供。
- 三 その他、利用者の日常生活において必要となるものに係るサービス。

2 利用料の額は、重要事項説明書によるものとする。

(サービス利用料の支払い)

第10条 前第8条、第9条に定めるサービス利用料は、毎月指定する期日までに指定の方法にて支払うものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、倉敷市及び浅口市、井原市、矢掛町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 事業者は、施設サービス提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康を職員に連絡をし、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

- 二 施設内及び敷地内禁煙とする。
- 三 飲酒は出来ない。
- 四 宗教活動、政治活動、営利活動を行わない。
- 五 施設内の備品の持ち出しをしない。
- 六 他の入居者の迷惑となるような行為をしない。

(身体拘束の廃止)

- 第13条 事業所は、不当に利用者に対し、隔離、身体拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しない。但し、利用者、従業者、その他の利用者の生命又は身体を保護する等、やむを得ない場合には、この限りではない。
- 2 事業所は、前項の隔離、身体拘束、その他の方法により利用者の行動の制限を行う場合には記録をし、利用者本人やそのご家族様に対し説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(緊急時における対応)

- 第14条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

- 第15条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 事業所は、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

(苦情の処理)

- 第16条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置等、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 事業所は、現にサービスを行っている時に、利用者の心身状況に異変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は事故発生の際、対応の内容、事故が発生しない為に講じる対策等を入居者の家族と市町村へ連絡するものとする。

(損害賠償)

- 第18条 事業所は、利用者に対するサービス実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由により利用者が生じた場合、損害賠償を履行するものとします。

(衛生管理等)

- 第19条 事業所は、サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第20条 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は、利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(掲示)

第22条 事業所は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等、提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、事業所の運営管理に関する重要事項は、社会福祉法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月15日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。